

目黒区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (6.1.1 現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	4 年度の 人件費率
5 年度	279,520 人	123,773,948 千円	7,317,185 千円	20,720,210 千円	16.74%	17.19%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

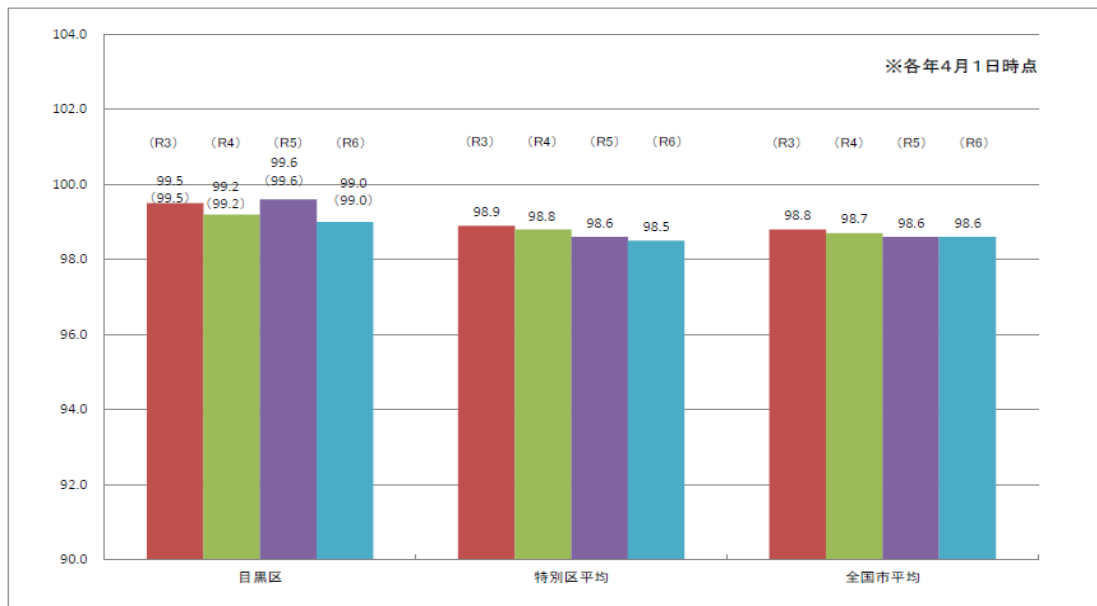
区分	職員数 (A)	給与費				1 人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 特別区平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
5 年度	1,957 人	6,708,130 千円	2,718,550 千円	3,231,251 千円	12,657,931 千円	6,468 千円	6,538 千円

◆職員手当には退職手当を含みません。

◆職員数は令和 5 年 4 月 1 日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

◆給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



◆ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。

◆（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）÷（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出）

◆ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の 7 割水準に設定されている職員を除いています。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A)-(B)	勧告 (改定率)		
6 年度	393, 192 円	382, 163 円	11, 029 円 (2. 89%)	2. 89%	2. 89%	2. 76%

◆「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

民間における特別給の支給状況を勘案し年間の支給月数を 0.20 月引上げる勧告となっています。

なお、支給月数の引上げ分については、民間の状況を考慮し、一般職については、勤勉手当に割り振り、管理職は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分します。

区分	人事委員会の勧告				年間 支給月数	国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 (A)	公務員の 支給月数 (B)	較差 (A)-(B)	勧告 (改定月数)		
6 年度	4. 87 月	4. 65 月	0. 22 月	0. 20 月	4. 85 月	4. 60 月

◆「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)

特別区人事委員会勧告に基づき、地域手当の支給割合を18%から20%に引上げることと合わせて、一般行政職の給料表については、平均1.7%引下げる改定を行いました。なお、国の初任給との均衡や人材確保の観点から、I類初任給までの号給等については、引下げを行わないこととし、初任給付近の号給等は引下げを緩和しました。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 国基準20%に対し、目黒区においても20%を支給します。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施

(参考)

支給割合	平成26年度	平成27年度		平成28年度以降の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	18%	18%	18.5%	20%
目黒区の支給割合	18%	20%	20%	20%

(6) その他見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施しました。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
目黒区	39.3歳	298,339円	445,641円	377,141円
東京都	42.5歳	318,089円	458,519円	400,162円
国	42.1歳	323,823円	-	405,378円
特別区平均	39.8歳	298,662円	424,891円	374,938円

◆「平均給与月額」とは、給料と諸手当(期末勤勉手当・退職手当・寒冷地手当を除く。)を含んだ平均月額です。

◆「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で再計算したものです。

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
目黒区	52.0歳	149人	286,555円	395,365円	353,527円	-	-	-	-
うち用務	56.7歳	27人	287,074円	360,596円	351,096円	用務員	49.1歳	244,800円	1.47
うち清掃職員	50.5歳	76人	293,743円	427,048円	364,589円	廃棄物処理業従業員	47.7歳	314,900円	1.36
うち調理	55.2歳	21人	297,100円	377,402円	361,872円	調理士	41.9歳	313,100円	1.21
東京都	50.5歳	1,211人	286,976円	388,004円	353,700円	-	-	-	-
国	51.2歳	1,829人	288,144円	-	330,553円	-	-	-	-
特別区平均	53.6歳	228人	284,926円	387,351円	349,817円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C／D
目黒区	－	－	－
うち用務	5,941,902 円	3,297,300 円	1.80
うち清掃職員	6,863,362 円	4,376,300 円	1.57
うち調理	6,333,903 円	4,112,800 円	1.54

◆民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（令和3年から令和5年の3か年の平均）。

◆技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

◆年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
目黒区	36.4 歳	318,364 円	427,709 円
東京都	39.8 歳	341,332 円	441,317 円
特別区平均	38.3 歳	331,651 円	443,446 円

◆「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

◆「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

（２） 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		目黒区	東京都	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	196,200 円	【総合職】201,700 円 【一般職】196,200 円
	高校卒	158,100 円	160,100 円	166,600 円
技能労務職		153,400 円	157,500 円	－
教育職（大学卒）		207,800 円	210,400 円	－
教育職（短大卒）		190,200 円	194,300 円	－

（３） 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	267,322 円	383,391 円	399,890 円	391,569 円
	高校卒	266,400 円	347,400 円	－ 円	437,433 円
技能労務職		202,400 円	－ 円	286,250 円	298,038 円

※ 経験年数には、採用前の職歴等を加算した年数を含めます。

※ 「－」は該当者がいないため、未掲載です。

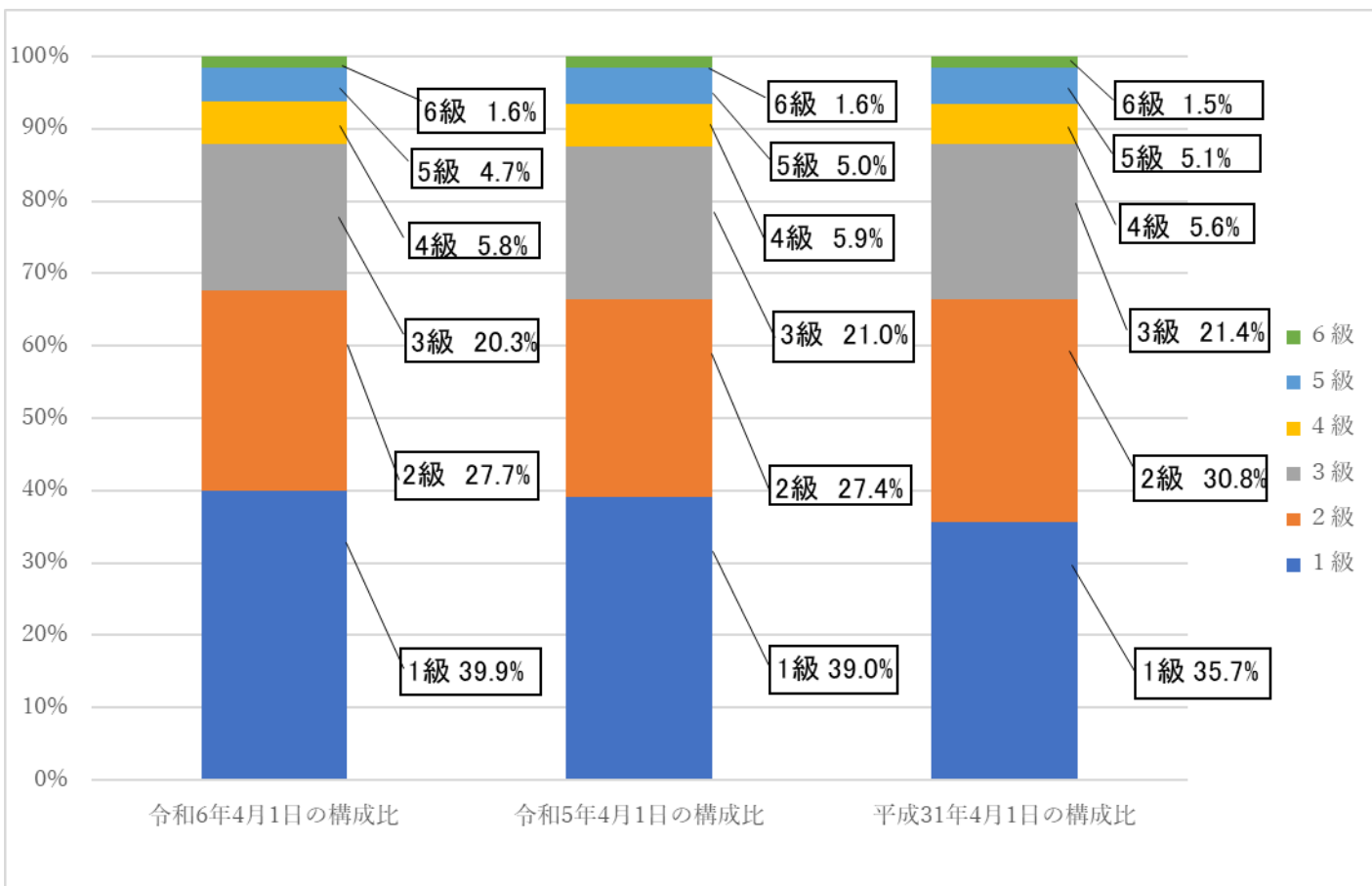
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

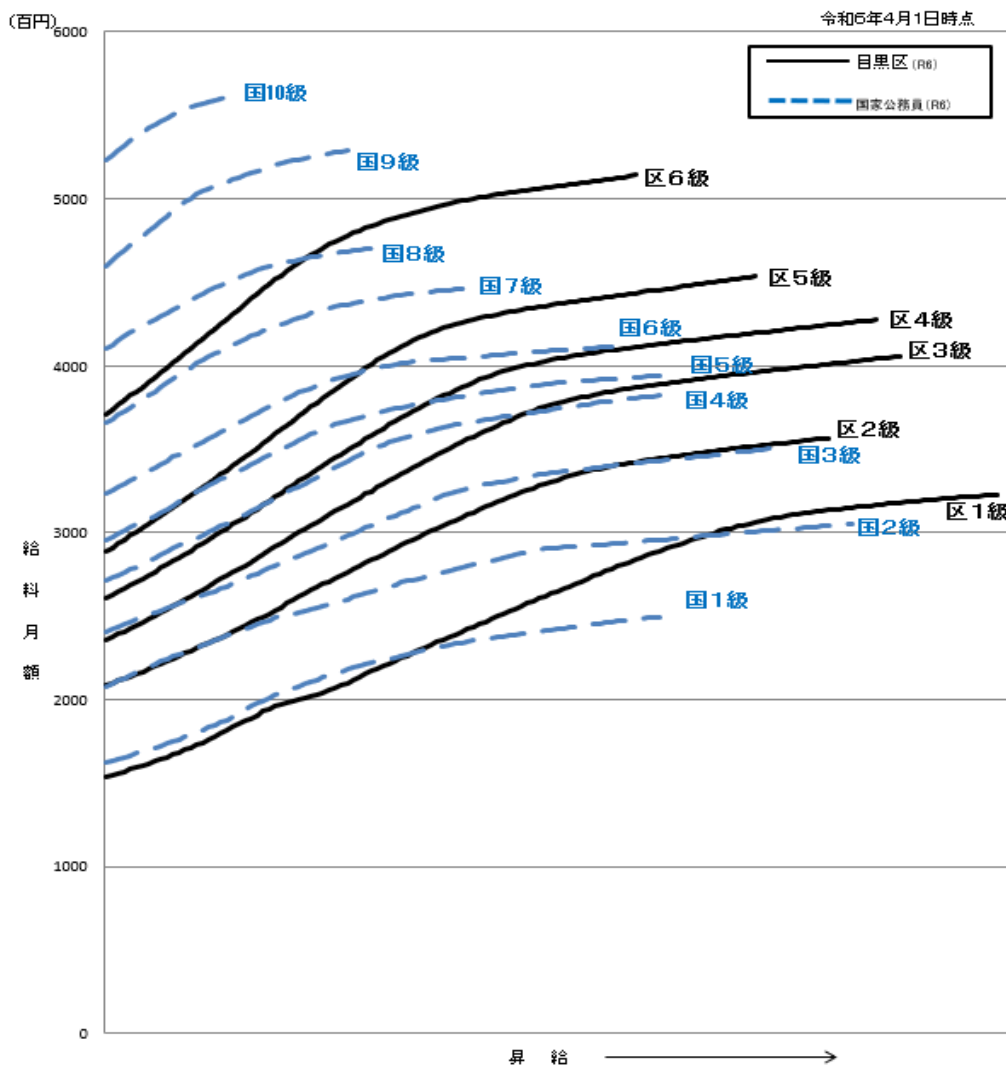
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	部長	17人	1.6%	370,800円	514,100円
5級	課長	51人	4.7%	288,700円	453,500円
4級	課長補佐	64人	5.8%	260,300円	427,600円
3級	係長・主査	223人	20.3%	235,600円	405,700円
2級	主任	304人	27.7%	208,500円	356,600円
1級	係員	437人	39.9%	153,500円	322,900円

◆目黒区給与条例に基づく給料表の級区分による職員（定年前・暫定再任用短時間職員を除く。）数です。

◆標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））



(3) 昇給への人事評価結果の活用状況（目黒区）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当（令和5年度）

目黒区	東京都	国
1人当たり平均支給額 1,682 千円	1人当たり平均支給額 1,907 千円	—
(支給割合) ◆ 一般職員 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.25 月分 (1.35 月分) (1.10 月分)	(支給割合) ◆ 一般職員 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.25 月分 (1.35 月分) (1.10 月分)	(支給割合) ◆ 一般職員 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375 月分) (0.975 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

◆（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況（目黒区）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

区分		目黒区		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	18.00 月分	24.55 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.00 月分	32.95 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続35年	39.75 月分	47.70 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	39.75 月分	47.70 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
退職時特別昇給		4号給又は8号給			
1人当たり平均支給額		2,235 千円	20,121 千円		

- ◆退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。
- ◆「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合も含まれます。
- ◆退職時の特別昇給
 - ・生命を賭して、善行を行った者の死亡退職の場合：4号給
 - ・功績顕著な者が公務上の傷病により退職する場合：8号給

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		1,502,907千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		710,594円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
目黒区	20%	2,113人	20%
興津自然学園(千葉県勝浦市)	12%	2人	

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			16,744千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			82,889円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			9.78%	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記の職員に対する支給単価
特定危険現場作業手当	施設課に勤務する職員	区の施設に設置される昇降機の新設、修繕及び改修に伴う検査業務	0円	従事した日1日につき420円
	水防本部設置に伴う召集を受けた職員	当該年度の水防活動計画に定める警戒箇所における水防作業	14,840円	従事した日1日につき1,060円
福祉業務手当	福祉に関する事務所に勤務する職員	生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律、生活困窮者自立支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法又は、売春防止法に定める業務を行うための家庭等への訪問	2,761,150円	従事した日1日につき490円
児童相談所関係業務手当	児童相談所に勤務する職員	児童福祉法第12条第2項に規定する業務を行うための家庭訪問、指導、相談等	222,460円	従事した日1日につき490円
		児童福祉法第11条第1項第2号ホに掲げる業務	0円	従事した日1日につき1,470円

防疫等業務 手当	保健所に勤務 する職員	感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律第 6 条第2項及び第9項に規定する感 染症等の患者等に接する業務	0 円	従事した日 1 日 につき 700 円
		感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律第 6 条第3項(第2号を除く。)及び第 4 項に規定する感染症の患者等 に接する業務	221,030 円	従事した日 1 日 につき 310 円
		感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律第 6 条第3項第2号に規定する感染症 の患者に常時接する業務に従事 する者が、家庭等に訪問すること により、当該患者に接する業務	3,600 円	従事した日 1 日 につき 180 円
清掃関係業務 手当	清掃事務所に 勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務又 はこれに密接に関連する業務	13,520,500 円	従事した日 1 日 につき 700 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	815,895 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	396 千円
支給実績（令和4年度決算）	813,551 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	390 千円

◆職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、暫定再任用短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (5 年度決算)						
扶養手当	扶養親族を有する職員に生計費の一助として支給 ・ 配偶者 6,000 円 ・ 子 9,000 円 ・ 父母等 6,000 円 ・ 16～22 歳の子 1 人につき 4,000 円加算	異なる	6,500 円 10,000 円 6,500 円 5,000 円	100,031 千円	184,558 円						
住居手当	職員の住居費の一部を補うため、月額 27,000 円以上の家賃を支払っている者に支給 ※平成 26 年 4 月 1 日より制度改正あり。 <table><tr><td>～27 歳</td><td>27,000 円</td></tr><tr><td>～32 歳</td><td>17,600 円</td></tr><tr><td>～上記以降</td><td>8,300 円</td></tr></table>	～27 歳	27,000 円	～32 歳	17,600 円	～上記以降	8,300 円	異なる	家賃負担者に最大 28,000 円	113,639 千円	177,560 円
～27 歳	27,000 円										
～32 歳	17,600 円										
～上記以降	8,300 円										
通勤手当	通勤に要する経費の一部を補うために運賃等相当額を支給 ・ 交通機関利用者 1 か月当たりの支給限度額 55,000 円 ・ 交通用具利用者 2,600～24,900 円	異なる	交通用具等の使用距離区分と支給額	246,598 千円	132,295 円						
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づいて支給 ・ 部長及びこれに相当する職 127,600 円 ・ 重要かつ困難な事務を処理する課長の職 101,500 円 ・ 課長及びこれに相当する職 92,300 円 ※給料月額 の 7 割措置が適用される職員に支給する場合は、適用される手当額に 100 分の 70 を乗じて得た額	異なる	支給区分 支給金額	111,846 千円	1,177,330 円						
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難な職員について、その採用困難な状況や民間における賃金との較差等を考慮して支給 支給期間に応じて 118,000～268,500 円	異なる	支給区分 支給金額	3,476 千円	1,738,200 円						
休日給 夜間勤務手当	休日給…休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 勤務 1 時間当たりの給与額×135／100 夜間手当…正規の勤務時間における勤務として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対して支給。 勤務 1 時間当たりの給与額×25／100	同じ		44,648 千円	125,416 円						
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、当該勤務の報酬として支給	異なる	支給区分 支給金額	0 千円	0 円						

管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理職手当を受ける管理又は監督の地位にある職員が、以下に勤務した場合に支給。職と勤務時間に応じて 4,000～18,000 円を支給 ・臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・臨時又は緊急の必要等により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務した場合に支給 ※給料月額 7 割措置が適用される職員に支給する場合は、適用される手当額に 100 分の 70 を乗じて得た額	異なる	支給金額 3,000 円～ 18,000 円	146 千円	16,222 円
単 身 赴 任 手 当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給 基礎額 30,000 円 加算額 100 km 以上 200 km 未満 6,000 円 200 km 以上 300 km 未満 10,000 円 300 km 以上 14,000 円	異なる	支給金額 30,000 円～ 100,000 円	0 千円	0 円
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	人材確保法の趣旨に沿うため、教育職員の給与について特別の措置を講ずるため支給 その者の発令級号給に応じて 1,120～4,150 円			1,002 千円	41,737 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等		
		給料・報酬	地域手当	（参考）特別区における給料・報酬の 最高／最低額
給料	区長 副区長	1,058,000 円 847,000 円	211,600 円 169,400 円	1,286,000 円／914,400 円 1,027,000 円／810,700 円
報酬	議長 副議長 議員	905,000 円 791,000 円 598,000 円	－円 －円 －円	956,000 円／856,000 円 809,000 円／763,500 円 621,000 円／594,800 円
期末手当	区長 副区長	（令和5年度支給割合） 3.50 月分		
	議長 副議長 議員	（令和5年度支給割合） 3.45 月分		
退職手当	区長 副区長	（算定方式） 退職時給料月額×在職年数×450/100 退職時給料月額×在職年数×306/100	（1期の手当額） 19,044,000 円 10,367,280 円	（支給時期） 任期ごと 任期ごと

◆退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

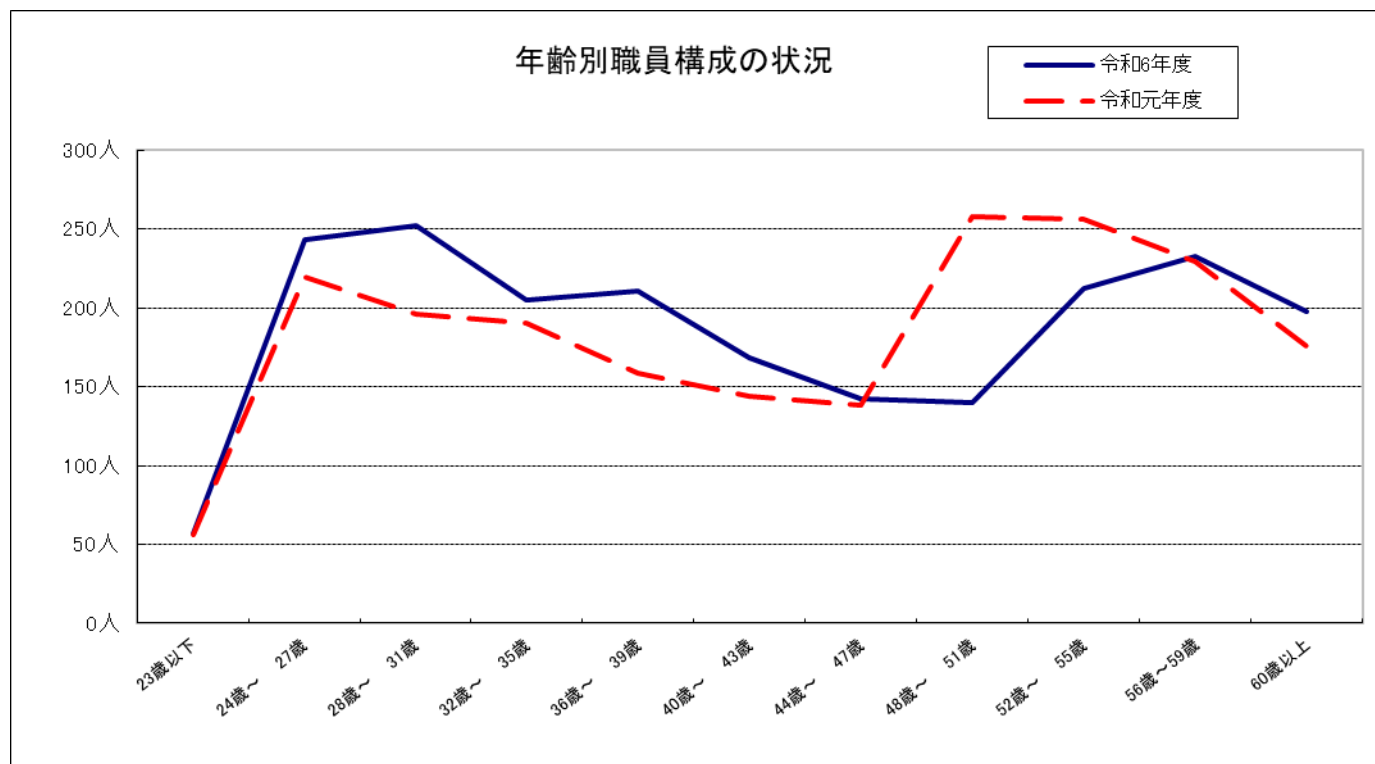
(単位：人)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政	議 会	13	13	0	
		総 務	370	376	6	増:データ利活用推進、コミュニティ施設管理、ITガバナンスの確立への対応、システム標準化の円滑な運営
		税 務	80	86	6	増:臨時の給付金に係る対応
		民 生	818	800	▲ 18	増:再任用職員の活用終了、子ども家庭支援センター強化 減:保育園の閉園、学童保育クラブの民営化
		衛 生	250	237	▲ 13	減:新型コロナウイルス感染症対策の見直し、清掃職員の委託化
		労 働	1	1	0	
		商 工	16	18	2	増:再任用職員の活用終了
		土 木	217	224	7	増:区有施設見直し事業の推進、耐震化促進・狭あい道路整備事業の推進 減:マンション管理適正化事業の見直し
		計	1,765	1,755	▲ 10	
	教育部門		192	196	4	増:学校施設更新計画推進、特別支援教育相談体制強化 減:学校用務等業務見直し
	小 計		1,957	1,951	▲ 6	
(93)			(68)	▲ 25		
公営企業等会計部門	国民健康保険事業会計		45	47	2	増:税務部門からの振替、給付業務の推進
	後期高齢者医療事業会計		13	13	0	
	介護保険事業会計		50	50	0	
	小 計		108	110	2	
			(1)	(1)	0	
合 計			2,065	2,061	▲ 4	<参考>
			(94)	(69)	▲ 25	人口1万人当たりの職員数 73.57人

◆職員数は一般職に属する職員数（再任用フルタイム勤務職員を含む。）であり、地方公務員の身分を保有する休職者、公益的法人等への派遣職員などを含み、自治法派遣職員、特別職非常勤職員及び会計年度任用職員を除きます。

◆（ ）内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



年齢区分	23歳以下	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	合計
令和6年度	57人	243人	252人	205人	211人	168人	142人	140人	212人	233人	198人	2,061人
令和元年度	56人	220人	196人	190人	159人	144人	138人	258人	256人	229人	176人	2,022人

※年齢区分については、年度末の年齢で表記しています。

(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）

部門別 \ 年度	元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)	
普通会計部門	1,917	1,935	1,941	1,953	1,957	1,951	34	1.77%
うち一般行政職	1,727	1,747	1,754	1,762	1,765	1,755	28	1.62%
うち教育部門	190	188	187	191	192	196	6	3.16%
公営企業等会計部門	105	109	107	108	108	110	5	4.76%
総合計	2,022	2,044	2,048	2,061	2,065	2,061	39	1.93%